

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第11号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(敷地と道路との関係)</p> <p>第 4 条 都市計画区域内にある特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が<u>100平方メートル</u>を超えるもの、階数が 3 以上である建築物（階数が 3 の一戸建ての専用住宅を除く。）又は延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計とする。以下同じ。）が 1,000 平方メートルを超える建築物の敷地は、この条例において特に定めのある場合を除き、幅員 4 メートル以上の道路に 4 メートル以上接しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めたとき、又は法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定若しくは同項第 2 号の規定による許可を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>(敷地と道路との関係)</p> <p>第 4 条 都市計画区域内にある特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が<u>200平方メートル</u>を超えるもの、階数が 3 以上である建築物（階数が 3 の一戸建ての専用住宅を除く。）又は延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計とする。以下同じ。）が 1,000 平方メートルを超える建築物の敷地は、この条例において特に定めのある場合を除き、幅員 4 メートル以上の道路に 4 メートル以上接しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めたとき、又は法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定若しくは同項第 2 号の規定による許可を受けたときは、この限りでない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。